

きたしん事業者カードローン

平成31年4月1日現在

商品名	きたしん事業者カードローン (クイック)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 以下の条件を満たす法人もしくは個人事業者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①金庫の会員であり業況が安定していること。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> 事業資金とします。(運転資金・設備資金は問わず)
ご利用限度額	<ul style="list-style-type: none"> 300万円以内。
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> 3年とする
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎月20日(休日の場合は翌営業日)に毎月の元金返済額30,000円とお利息を返済口座からの自動振替払い。 当金庫のATMおよび窓口で随時ご返済ができます。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は代表者と致します。個人事業主の場合は不要です。
担保	<ul style="list-style-type: none"> 不要です。
苦情処理措置 紛争 解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務グループ(9時～17時、電話:0164-22-1216)にお申し出ください。また、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)でも苦情等のお申し出を受け付けています。くわしくは、上記総務グループへご相談ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター、並びに札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務グループまたは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、並びに北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。 また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務グループにお問い合わせ下さい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> きたしん事業者カードローンのカードは、当金庫のATMでご利用できます。 なお、1日200万円を超える貸越お取引の場合は、窓口にてお引き出し下さい。 現在のご融資利率につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい。 ご不明の点につきましては、窓口へお気軽にお問い合わせ下さい。